

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル インドネシア編

2018年3月

日本貿易振興機構

知的財産・イノベーション部 知的財産課
シンガポール事務所 知的財産部

第2章 知的財産権侵害行為に対する法的救済

第1節 模倣品・海賊版の実情

インドネシアは依然として海賊版や模倣品の大きな市場である。東西 5,000 キロにまたがる島々からなる国土全体に模倣品が行き渡っている。2014 年にインドネシア大学の付属組織 Makara Mas がまとめた報告書「Dampak Ekonomi Pemalsuan Di Indonesia」(インドネシアにおける模倣品が経済に与える影響)によれば、2013 年のインドネシアにおける模倣品による GDP 損失は食品、衣類、革製品、医薬品、化粧品、ソフトウェアの6分野の合計だけでも 65 兆 1,000 億ルピア(約 6,000 億円)と推定されている。

米国通商代表部(USTR)は 2009 年より 2017 年まで 9 年間連続してインドネシアを優先監視国に挙げており、海賊版や模倣品が広範囲に普及しており、知的財産侵害に対する権利行使や政府機関による抑制が不足していることを懸念し続けている。これに対しインドネシア知的財産コンサルタント協会会長は、大型小売店舗での大規模摘発や普及活動等の努力が米国側の目に触れるに至っていないだけで、このような摘発の情報を定期的に発信することを提案している(2013 年 2 月 22 日ビジネスインドネシア)が、今のところ具体的な動きはない。2006 年 3 月インドネシア政府は知的財産保護強化のための特別委員会(タスクフォース)を設置したが、政権交代の影響もあり、2017 年時点でこの特別委員会は活動していない。ただ、2017 年関税法施行規則が制定され、長年待ち望まれていた税関における侵害品の差し止めが開始に近づいているのは改善への希望を抱かせる。

かつてインドネシア国家警察は 2003 年 343 件、2004 年 199 件、2005 年 429 件、2006 年 1,443 件の取締り件数を達成していたが、表—16 に示すように 2014 年以降著作権侵害の取締り件数が 10 件台に激減している。これは 2014 年の著作権法改正により著作権侵害も親告罪としたためである。ただ、インドネシアでは地方警察が捜査をする場合もあるのに、それらの統計は国家警察でまとめられていない。表—16 の数字は広いインドネシアの各地で

行われている模倣品摘発の一部を表しているにすぎない。

表－16 国家警察による知的財産権侵害事件摘発件数

年	著作権	特許	商標	意匠	営業秘密	集積回路配置	植物品種
2008	209	1	18	3	0	0	0
2009	338	1	8	1	0	0	0
2010	151	0	57	5	1	0	0
2011	168	1	57	2	2	0	0
2012	109	0	96	1	1	0	0
2013	188	5	64	9	0	0	0
2014	60	1	35	2	0	0	0
2015	76	0	8	0	0	0	0
2016	15	0	14	2	0	0	0

(出所：インドネシア国家警察特殊犯罪捜査局産業犯罪部)

もうひとつのエンフォースメント機関として重要な役割を担うのは知的財産総局捜査局である。捜査局の摘発統計を表－17に示す。

表－17 捜査局による知的財産権侵害事件摘発件数

年	著作権	特許	商標	意匠	営業秘密	集積回路配置	植物品種
2011	2	0	26	0	0	0	0
2012	6	2	23	6	0	0	0
2013	4	0	15	0	0	0	0

2014	3	1	8	0	0	0	0
2015	2	12	27	3	0	0	0
2016	7	3	40	9	0	0	0
2017 10月まで	1	2	12	0	0	0	0

(データ出所：知的財産総局捜査局)

模倣品が出回る分野は飲料、煙草、衣類、雑貨、医薬品、化粧品、事務用品、ポンプ、自動車部品、電気製品等多岐に亘っている。特に地方では真正品よりも侵害品へのアクセスの方が容易であることが多い。

地方では依然として、安価で粗悪な模倣品が出回っている。このような模倣品を求める人は模倣品のリスクに関する知識がないか、安ければ品質は問わないと考える人達である。前述の Makara Mas 報告書によれば、インドネシアの消費者は模倣品と真正品の違いを十分認識している。模倣品であると分かっている購入する主な理由は価格が低いからである。調査に答えた 500 人のうち医薬品の模倣品を購入したことがない人は 72% にすぎない。

また、機械類においては、政府が公的費用で大量購入する際、担当者が模倣品を購入してしまうことがある。これは企業においても同様で、仕入れ担当が少しでも安い方を購入しようとして模倣品を発注してしまうことがある。

自動車部品や雑貨等では多くの場合小売業者は商品が模倣品であることを認識しており、陳列棚にわざと並べず、消費者と対面する時に初めて店の奥から取り出して来て勧める。(模倣品ではないが、このような販売方法は量販店等において、日本ブランド家電を陳列しておいて、接客時に中国ブランド家電を勧める販売方法と似ている。この場合中国家電は模倣品ではないので、日本家電と並べて店頭で陳列されている。)

模倣品の流通を担うのはフリーランスのセールスマン達である。彼らは店舗を持たず小売店を一軒一軒巡回訪問する。訪問時期は不規則なことが多く、在庫がなくなりそうな頃

を見計らって訪問して模倣品を補充している。インドネシアの最果ての地や山間部にまで模倣品が出回っているのは彼らの働きによるが、通常彼らは電話番号しか小売業者に残していかないので、模倣品の仕入れ元がどこか探るのは困難である。

一般に模倣品は中国からの輸入品であると言われているが、インドネシア国内で工場が摘発されたこともある。また、ノーブランドで輸入又は製造され、国内で模倣のラベルが貼られていることもある。地方には模倣品の製造が地場産業化している町や村もある。

最近の模倣品は安価で粗悪なものばかりではなく、自動車部品等では模倣品の市場価格は上昇しており、真正品とほとんど変わらない価格で売られていることもある。模倣品の品質も向上していて、一般人には真贋が判断できないこともある。

インターネットの普及により、オンラインによる海賊版や模倣品の流通が盛んになっている。侵害品の分野は衣類、衛生用品、日用雑貨、スポーツ用品、楽器、自動車部品、産業材等多岐に及ぶ。これらの侵害品のオンライン販売は侵害者独自のウェブサイトや SNS で注文を受けることもあるし、E コマース企業を通して販売していることもある。販売者は架空の住所を使用することができるため摘発を受けにくい。インドネシアの著名 E コマースである LAZADA、TOKOPEDIA、ELEVENIA、BUKALAPAK は利用規約に知的財産権条項を含み、侵害に関する苦情にも対応するとしているが、自動削除や侵害者情報提供については必ずしも肯定的な回答をしていない。

第2節 日本企業が直面する模倣品問題

日本国特許庁が取りまとめた「2014年模倣品被害調査報告書」によると、日本企業が受けた模倣品被害のうち、20.4%がインドネシアを含むASEAN6ヶ国からのものである。この割合は2010年の18.6%、2011年の19.1%、2012年の20.2%と年々増加している。また、模倣品被害の被害社率をASEAN主要国で比較すると、インドネシアはタイに次ぐ第2位を占めており、2011年度8.6%、2012年度9.4%、2013年度9.5%と年々増加している。

インドネシアの経済紙（BISNIS INDONESIA）に掲載された記事等によれば、日本企業の模倣被害は、衣類、化粧品、衛生用品、日用雑貨、食品、文具、自動車部品、車両アクセサリ、バッテリー等、多岐にわたる分野で発生している。従来模倣の被害を受けるのは製造業が多かったが、最近の特徴としてインドネシアに進出する企業が多様化するに従って、製造業のみならず、飲食業等のサービス業での被害が多く見られるようになってきている。2017年のインドネシアは空前の日本食ブームであり、日本風のレストランが数多く開店している。業者の中には日本のラーメン屋、居酒屋等の名前を無断で使用したり商標登録したりする者も見られる。

またこれまで模倣品は消費財ばかりが注目されてきたが、生産財（例えば鋼管、溶接棒等）にも模倣品が含まれていることは着目すべきである。ある模倣品業者は日系企業の工場が集まる地域で、複数企業の仕入れ担当に接触して廉価な模倣品生産財を真正品と偽って販売していた。企業が模倣品を購入してしまわないように管理を徹底することが重要である。

第3節 知的財産権行使の制度

特許法、産業意匠法、商標法、著作権法、半導体集積回路配置法、営業秘密法は、それぞれ侵害者に対する民事的、刑事的対抗手段について規定している。

インドネシアでの法的対抗手段として最も効果的でありかつ一般的に用いられているのは刑事告発である。インドネシアにおける権利行使では、まず侵害行為そのものを停止させ、侵害品を廃棄させ、謝罪広告させるところまでを確実に行うことを目指すべきであるという考え方に基づく。その目的のために警察権力を活用するのであるが、刑事手続きの途中で示談交渉に入ることが多いため、侵害者が実際に起訴される前に問題は決着するが、その方が時間的、費用的にも有利であり、相手方の経済的責任を追及する機会も得られる。

刑事当局に訴える前に、警告状を予め与えておくことと相手の故意を証明することになり、交渉や裁判を有利に進めるための材料となり得る。

警告状には商標権等の存在、侵害品の発見場所と年月日を記載し、その商品が商標権を侵害しており、合理的な期限を指定してその期限までに侵害行為を停止しないと法的手段に訴える旨を告げる。警告状を受けて誠実に対応してくる者よりも、期限を過ぎても侵害行為を停止しない者の方が多いようである。

示談交渉では、示談金と謝罪広告の内容が交渉のポイントとなるが、双方の言い分が折り合わず、示談が成立しない場合、法律上は相手方の刑事責任が追求されるべきであるものの、それが起こるためには権利者側の費用負担が期待される。結局刑事訴訟に持ち込まず、いたずらに解決まで時間が経過することが多い。したがって、示談の段階でスピーディーに交渉をまとめることが重要である。

第4節 民事訴訟

侵害に対する民事的対抗手段は、さほど一般的に利用されていないが、中央ジャカルタ商務裁判所には2012年から2017年までに25件の損害賠償請求訴訟が起こされている。いずれも被告はインドネシア企業である。このうち、15件に対して判決が下されており、さらにそのうち5件に対して原告の訴えが認められた。これらの5件はいずれも商標に関するインドネシア企業同士の争いであった。原告が敗訴した10件のうち、4件は原告が外国企業（米国著作権1、米国商標1件、オーストラリア商標1件、フィリピン商標1件）、6件は原告がインドネシア企業であり、それらの分野別内訳は著作権3件、特許、意匠、商標各1件であった。権利の所有者以外に実施権者も損害賠償や差し止めの請求をする権利がある。

なお、仮処分の申請は施行規則が完備されていないため、実際に申請された例がないようである。

民事訴訟があまり利用されない理由は、費用や時間がかかることと勝訴出来るかどうかの確実性がないことであろうかと思われる。

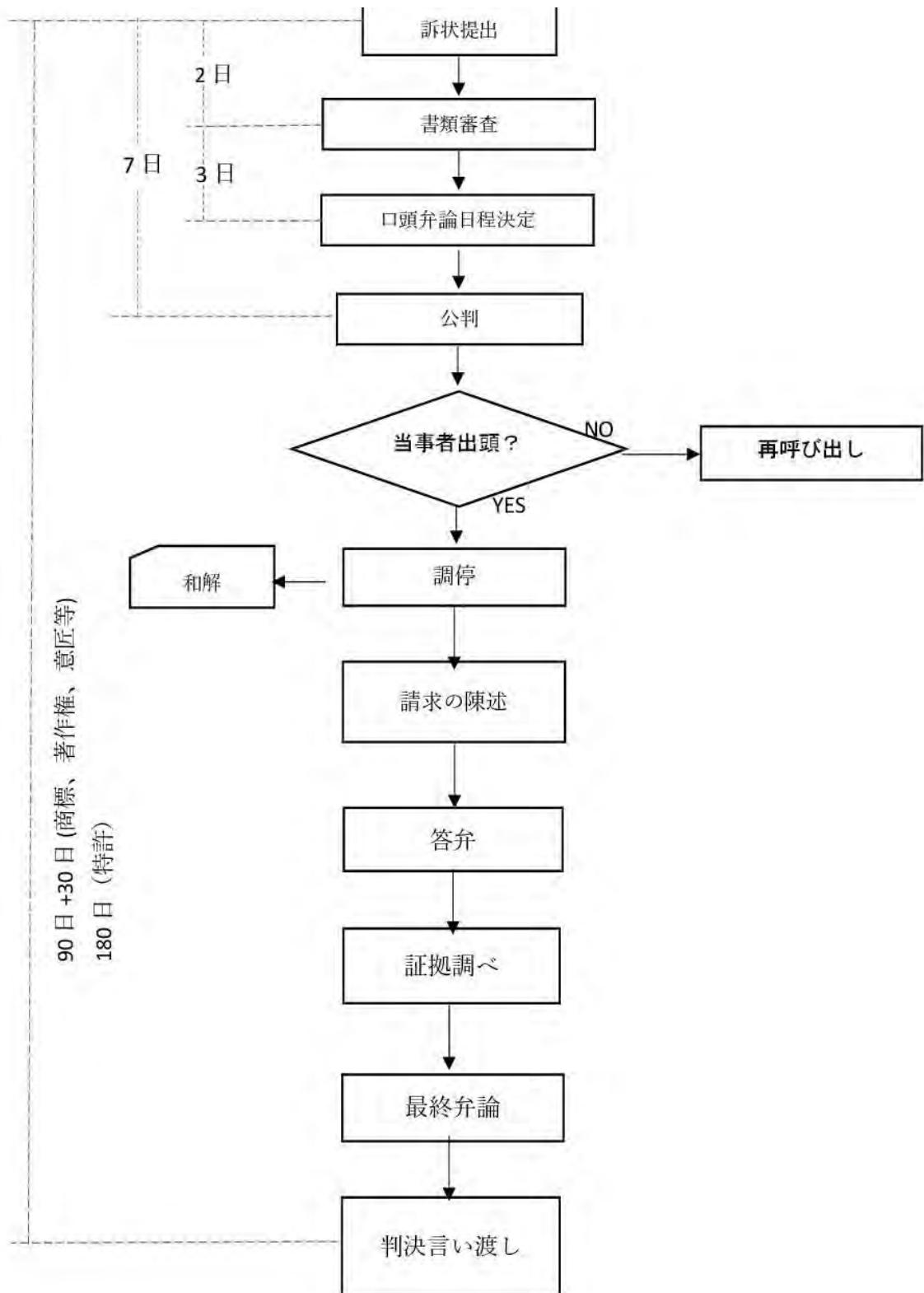


図-12 民事訴訟の流れ

表—18 中央ジャカルタ商務裁判所における知的財産損害賠償請求訴訟数

提訴年	係属中	原告勝訴	被告勝訴	和解	取下	不明	合計
2012	0	2	2	0	0	2	6
2013	0	0	1	0	1	0	2
2014	0	0	2	0	0	0	2
2015	0	3	2	0	2	0	7
2016	0	0	2	1	1	0	4
2017	2	0	1	0	1	0	4
合計	2	5	10	1	5	2	25

(出所：中央ジャカルタ地方裁判所判決サイト sipp.pn-jakartapusat.go.id/から算出)

第5節 刑事的対抗手段

1. 概要

インドネシアでは、一般に知的財産権の行使というと、刑事的対抗手段を意味する。先に述べたように、この国では民事的対抗手段が法律で認められてはいるものの、仮処分の申請はまだ実績がないのが現状である。また、税関等による行政的な対抗手段も施行規則ができたばかりであるので、刑事的対抗手段が現時点では最も頼り得る対抗手段であると言っていいであろう。

知的財産権の侵害は親告罪であるので、権利者が通報しない限り警察は捜査を開始しない。侵害を親告罪としている理由は、適正に取り締まるためには、権利内容を熟知し、偽物との違いを認識できる権利者の協力が不可欠という認識があるためである。

また、証拠探しや家宅搜索の現場においても、権利者は積極的に捜査協力することが期待されるが、代理人を通してそれを行うことは可能である。

知的財産侵害の刑罰一覧

犯罪行為	禁錮	罰金
特許侵害	4年	10億ルピア
簡易特許侵害	2年	3億ルピア
特許・簡易特許の侵害が健康や環境を損なった場合	7年	20億ルピア
特許・簡易特許の侵害が人命を損なった場合	10年	35億ルピア
商標権の侵害	5年	20億ルピア
商標権侵害が健康、環境、人命を損なった場合	10年	50億ルピア
地理的表示侵害	4年	20億ルピア

商標侵害品の販売	1年	2億ルピア
意匠権の侵害	4年	3億ルピア
著作権の侵害	10年	40億ルピア
無許可の著作権ロイヤルティ徴収	4年	10億ルピア
営業秘密の侵害	2年	3億ルピア
集積回路配置権の侵害	3年	3億ルピア

2. 所管警察組織等

インドネシアの国家警察組織は、州警察 (POLDA)、県警察 (POLRES)、都市警察 (POLWIL)、町村警察 (POLSEK) からなる。このうち、知的財産侵害事件に関する被害届は、国家警察本部 (R. I. Police Headquarters, Jl. Trunjoyo No. 3, Kebayoran Baru, Jakarta Selatan) 又は侵害発生場所を管轄する州警察、県警察、都市警察が受け付ける。複数の州にまたがる場合は国家警察本部が捜査する。

警察以外に、知的財産総局内の捜査局に被害届を出すこともできる。捜査局は法務人権大臣規則 H-Hh. 05. 0T. 01. 01 号に基づき、2010年12月30日に設置され、2011年4月から本格的に活動を開始した。その任務と機能は次のとおりである。

- 1) 知的財産権に関する被害届に関する取り調べを行う。
- 2) 知的財産権に関する刑事事件の事務手続きを専門的に行う。
- 3) 情報提供者や被害者に対して情報や物証を請求する。
- 4) 知的財産権の侵害をしたと疑われる個人や法人に対する取り調べを行う。
- 5) 証拠書類の保存場所や模倣品・海賊版を捜査官と共に捜査する。
- 6) 捜査を行う上で専門家の協力を要請する。
- 7) 知的財産侵害場所にて抜き打ち捜査を行うために国家警察と捜査チームを結成する。

捜査局が家宅搜索する場合、安全面から国家警察捜査官の立会が必要となる。また、立

件に当たっては警察の承認が必要とされている。それ以外は原則、捜査局は警察から独立して任務に当たっており、家宅捜索の現場においても警察官は捜査中の判断に立ち入ることを控えている。

捜査局は知的財産の専門家集団であるから、侵害か否かの判断が早い。これに対して警察は侵害かどうかの判断を知的財産総局から招聘する専門家証人の判断に委ねるため、事務手続き上判断に時間がかかる。一方、捜査の現場では警察の方が捜査局捜査官に比べて判断や行動が早い傾向にある。

3. 刑事告発に必要な書類

侵害の告発に当たって必要な書類・証拠は以下のとおりである。

1) 被害届（警察にて作成）

記載事項) 届出者の氏名、生年月日、出生地、宗教、職業、住所

侵害の発生時期、発生場所、発生状況

被疑者の氏名と住所（知り得る範囲で）

2) 侵害品の見本と入手先を示す証拠（領収書等）

3) 侵害されている知的財産権の証明書

4) 委任状（被害届が代理人によって行われる場合）

なお、民事訴訟とは異なり、被害届を届け出ることができるのは知的財産の所有者であって、実施権者は届け出ることができない。

4. 手続きの流れ

被害届が受理された後、担当警察官が割り当てられ、実際に捜査が始まるまでに通常1週間以上要する。捜査の最初の段階として被害者側の証人が尋問され、その後必要に応じて専門家証人（通常知的財産総局から招聘され、侵害の有無について証言する）や被疑者側証人が尋問を受ける。被害届受理から侵害場所が捜索されるまでに1、2週間又はそれ

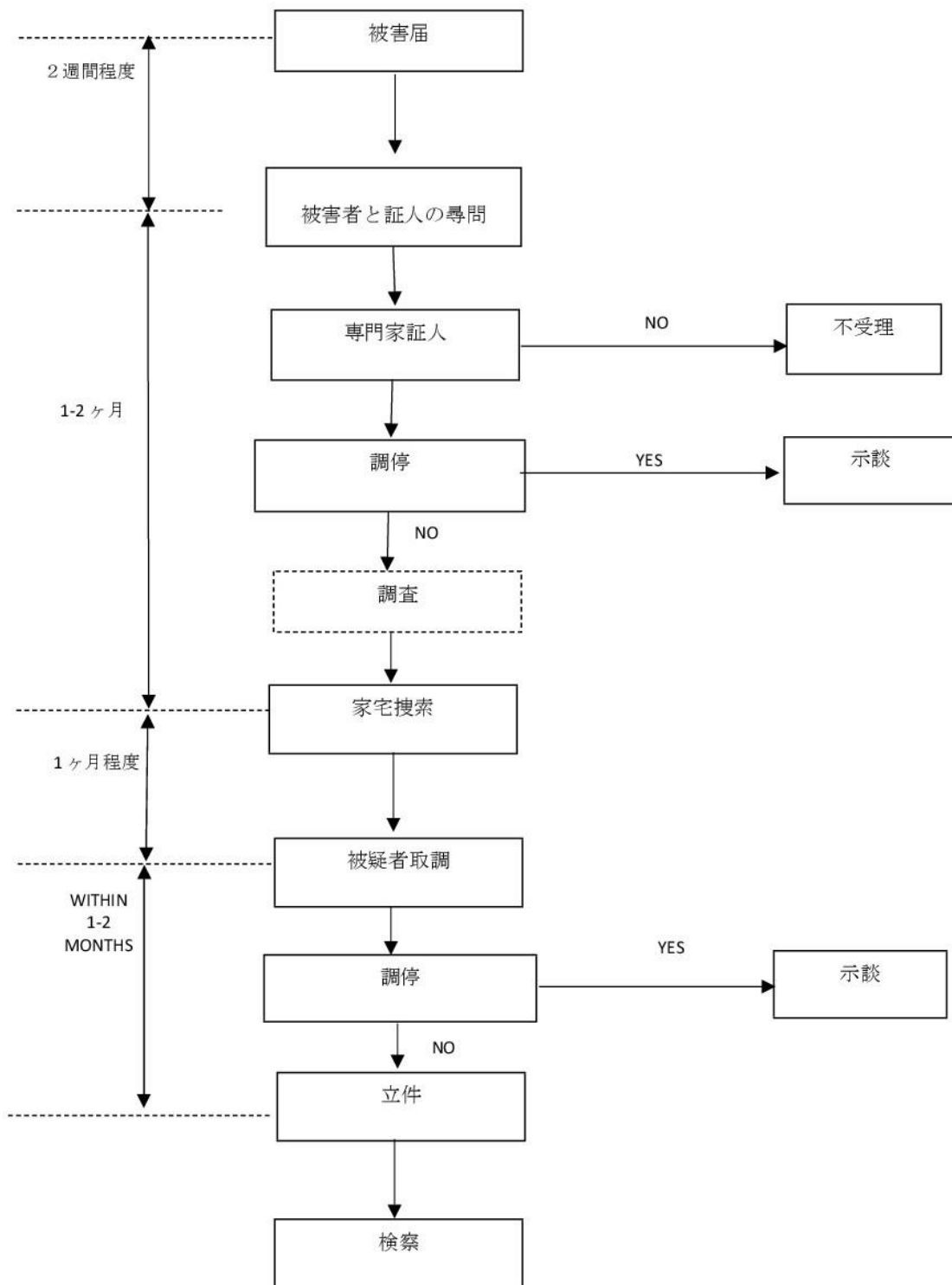
以上要することがある。

被害届提出当初から立件に至る証拠探しには、被害者側の積極的参画が期待される。捜査するのは警察の仕事であるから、被害届を出して調書さえ取られれば、後は粛々と警察が捜査を進めるはずであると期待しがちであるが、インドネシアではそうはいかない。実際に彼らの予算は限られているから、被害者側が車等を手配しないと現場に行く交通手段もない。それ以外に費用、人員、情報等あらゆる面で被害者側自ら積極的に支援しないと捜査は進まないのである。

これらの手続きを経た後、侵害が立証されるならば、侵害者は検察によって起訴される。刑事訴訟の場合は知的財産関連であっても地方裁判所が審理する。判決に不服のある場合は高等裁判所、最高裁判所に上告することができる。

実際には起訴の前に、示談交渉が成立し、被害届が取り下げられることが多い。示談交渉は、解決の早期化、費用の節約につながるだけでなく、侵害者に対して謝罪広告、侵害品の回収・処分、損害の賠償等を要求することができるため、よく使われている解決手段である。

被害届の提出から示談交渉まで、弁護士に代理させる場合もあるが、肝心の弁護士が相手方や警察と結託して解決をいたずらに遅らせたり、費用を高額化させたりする場合がある。弁護士の言っていることだからといってむやみに信用せず、被害者が常に主体性をもって交渉の成り行きに目を光らせることが肝要である。



図一13 刑事的救済手段の流れ

第6節 行政的救済手段

1. 税関による国境措置

関税法（1995年法律第10号）は税関当局による商標権と著作権を侵害する物品の差し止めについて以下のとおり規定している。

第54条 商標又は著作権の所有者からの申請に基づき、地方裁判所長は税関職員に対して、インドネシアにおいて保護される商標又は著作権を侵害した製品であると、十分な証拠に基づいて疑われる輸入又は輸出貨物を税関において一時的に差し止めるように命令を発することができる。

第62条 輸入又は輸出貨物が商標又は著作権の侵害によって生産されたか、又はそれ自体が侵害するとき、税関職員は職権によって当該貨物の差し止めを行うことができる。

2017年8月1日に知的財産侵害疑義貨物輸出入管理に関する政令第20号が施行され、税関での取締実施に向けて、大きく前進した。この細則である財務大臣令が間もなく施行され、それにより税関での侵害貨物差止が開始される見込みである。（2018年1月31日現在）

差止までの流れ

- 事前に権利者（インドネシアに所在する法人）が税関に商標権／著作権情報を登録。
登録期間1年。延長可。
- 税関が疑義品を発見。→権利者に通知。
- 通知から2日以内に権利者が確認。
- 権利者は4日以内に裁判所に差止申請、税関に保証金1億ルピア支払。支払いは銀行保証、保険保証にて。
- 裁判所は2日以内に差止決定。決定後1日以内に税関に通知。

- 税関は輸出入業者、権利者、知的財産総局に差止決定について通知。
- 権利者は差止決定通知受理後 2 日以内に税関に対して疑義品の検査計画を提出。
- 税関は差止決定通知受理後 10 日以内に差止を実施。
- 権利者は最大 10 日の差止期間延長を 1 回申請可能。

差止後の流れ

- 税関は侵害貨物の処分を行わない。
- 権利者は差止期間中に今後の救済手続き（民事、刑事、和解）を選択。
- 刑事手続きを選択する場合
 - 通常の刑事手続同様、捜査局又は警察に被害届提出。
 - 貨物は捜査局／警察が管理する場所に移動。
 - 権利者は立件か示談を選択。
 - 刑事訴追後必要に応じて民事訴訟も可能。

2. ウェブサイト閉鎖

2015 年電子システムに関連する権利及び/又は著作権侵害使用者アクセス権及び/又はコンテンツ閉鎖実施に関する情報通信大臣法務人権大臣共同規則第 14 号第 26 号は、政府によるウェブサイトの閉鎖について次のように規定している。

- 1) 著作権者等は著作権を侵害するウェブサイトについて知的財産総局に被害届を提出できる。
- 2) 知的財産総局の専門家グループが被害届を審査する。審査期間は被害届受付から 3 ヶ月。
- 3) 専門家チームは審査結果に基づいて、情報通信省にサイトの閉鎖を勧告する。
- 4) サイトの閉鎖は勧告から 24 時間以内に行われる。

知的財産捜査局は2017年6月までに著作権等を侵害する324件のウェブサイトの閉鎖を以下の団体の申立に応じて通信情報省に対して勧告したが、但し実際に閉鎖が行われたかどうかは確認できていない。

申立人：

インドネシア映画制作者協会 (Asosiasi Produser Film Indonesia, APROFI)

アメリカ映画協会 (Motion Picture Association, MPA)

インドネシア映画俳優協会 (Persatuan Artis Film Indonesia, PARFI)

インドネシア楽曲創作者演奏者協会 (Persatuan Artis Penyanyi Pencipta Lagu dan Pemusik Indonesi, PAPPRI)

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル インドネシア編

[著者]

ハキンダ・インターナショナル

山本芳栄

[発行]

日本貿易振興機構

知的財産・イノベーション部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL: 03-3582-5198

シンガポール事務所 知的財産部

Hong Leong Building, #38-04 to 05, 16 Raffles Quay, SINGAPORE 048581

TEL: 65-6221-8174

2018 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2018 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するもの